



# 鳥取県公報

令和2年3月27日（金）  
号外第33号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則（17）（中山間地域政策課）・・・・・・・・・・ 4
	社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（18）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 5
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 （19）（健康政策課）・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則（20）（医療政策課）・・・・ 9
	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則（21）（家庭支援課）・・ 10
	鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則（22）（〃）・・・・・・・・・・ 23

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（以下「条例」という。）第2条第1項第4号の規則で定める地域に新たな地域を加える。

## 2 規則の概要

- (1) 条例第2条第1項第4号の規則で定める地域に、辺地（条例第2条第1項第1号から第3号までに掲げる地域を除く。）を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

社会福祉法の一部が改正され、社会福祉住居施設の設置者に届出が義務付けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 社会福祉住居施設の設置の届出の様式を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料の免除期間を延長する。

## 2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査に係る手数料を免除する期間の終期を令和3年3月31日（現行 令和2年3月31日）とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

がん治療の専門医の育成を推進するため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の要件である常勤医師としての業務に従事する期間について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 医師養成確保奨学金の借受者が、知事が特に指定する病院において、知事が指定する診療科以外の診療科で知事が指定する専門医資格を有する者となるために必要な業務又は当該専門医資格を有する者としての業務に従事する期間を、3年を上限として、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除の要件である常勤医師としての業務に従事する期間として認めることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

結核にかかっている児童に対する療育の給付、助産施設における助産の実施、母子保護の実施、児童の小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）に要する費用（以下「入所措置等費用」という。）の徴収額を決定するための基準を改める等、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 入所措置等費用の徴収額を決定するための基準を所得税額から市町村民税の所得割額に改める。
- (2) 市町村民税額等の申告の様式について、県が情報提供ネットワークシステムを介して地方税関係情報を取得することに係る同意欄を設ける。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

### ◇鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

#### 1 規則の改正理由

民法の一部が改正され、事業に係る債務についての保証契約の特則が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 母子・父子福祉団体以外の者に対する事業開始資金及び事業継続資金の貸付に連帯保証人を立てる場合にあつては、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金借用書に、連帯保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示した公正証書の正本又は謄本を添付しなければならないこととする。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第17号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項第4号の規則で定める地域は、<u>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地（同条例第2条第1項第1号から第3号までに掲げる地域を除く。）及び別表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域のうち同表の旧町村名の欄に掲げる旧町村の区域とする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">市町村名</th> <th>旧町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">鳥取市</td> <td>稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>手間村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	市町村名	旧町村名	鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村	略	南部町	手間村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）	略	<p>鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項第4号の規則で定める地域は、別表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域のうち、<u>同表の旧町村名の欄に掲げる旧町村の区域とする。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">市町村名</th> <th>旧町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">鳥取市</td> <td>稲葉村 米里村 倉田村 面影村 <u>神戸村</u> 大和村 美穂村 大正村 <u>東郷村</u> 豊実村 <u>明治村</u> 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>手間村 <u>賀野村</u> 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	市町村名	旧町村名	鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 <u>神戸村</u> 大和村 美穂村 大正村 <u>東郷村</u> 豊実村 <u>明治村</u> 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村	略	南部町	手間村 <u>賀野村</u> 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）	略
市町村名	旧町村名																
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村																
	略																
	南部町	手間村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）															
	略																
市町村名	旧町村名																
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 <u>神戸村</u> 大和村 美穂村 大正村 <u>東郷村</u> 豊実村 <u>明治村</u> 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村																
	略																
	南部町	手間村 <u>賀野村</u> 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）															
	略																

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第18号**

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和27年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(施設を必要としない第1種社会福祉事業経営の許可申請)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(社会福祉住居施設の設置の届出)</u></p> <p>第6条 <u>法第68条の2の規定による社会福祉住居施設の設置の届出は、別記第5号様式によらなければならない。</u></p> <p>(住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業開始の届出)</p> <p>第7条 <u>法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業開始の届出は、別記第6号様式によらなければならない。</u></p> <p>(社会福祉事業の変更又は廃止の届出)</p> <p>第8条 <u>法第63条第1項、第64条、第68条、第68条の3、第68条の4又は第69条第2項の規定による社会福祉事業の変更又は廃止の届出は、別記第7号様式によらなければならない。</u></p> <p>(社会福祉事業の変更許可申請)</p> <p>第9条 <u>法第63条第2項の規定による社会福祉事業の変更の許可申請は、別記第8号様式によらなければならない。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第10条 略</p>	<p><u>(総則)</u></p> <p>第1条 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行については、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>(施設を必要としない第1種社会福祉事業経営の許可申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>(第2種社会福祉事業開始の届出)</p> <p>第6条 <u>法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業開始の届出は、別記第5号様式によらなければならない。</u></p> <p>(社会福祉事業の変更又は廃止の届出)</p> <p>第7条 <u>法第63条第1項、第64条、第68条又は第69条第2項の規定による社会福祉事業の変更又は廃止の届出は、別記第6号様式によらなければならない。</u></p> <p>(社会福祉事業の変更許可申請)</p> <p>第8条 <u>法第63条第2項の規定による社会福祉事業の変更の許可申請は、別記第7号様式によらなければならない。</u></p> <p>(報告の徴集)</p> <p>第9条 略</p>

第4号様式 略

第4号様式 略

第5号様式

社会福祉住居施設設置届

職 氏名 様

届出者 郵便番号

住所

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊟

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

社会福祉住居施設を設置しました(したい)ので、社会福祉法第68条の2第1項(第2項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称及び種類

施設の名称	
施設の所在地	
種類	

2 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建(うち、当該施設として使用する部分 階部分の全部・一部)
敷地面積	m <sup>2</sup>
総床面積	m <sup>2</sup> (うち、当該施設に使用する部分:専用 m <sup>2</sup> 、共用 m <sup>2</sup> )
建築年月日	年 月 竣工
当該事業に使用する設備の有無	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他 ( )

3 事業開始の年月日

年 月 日

4 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員

施設の管理者(施設長)	
幹部職員	

備考

<p>1 <u>2の当該事業に使用する設備の有無欄は、有する設備の口にレ印を記入すること。</u></p> <p>2 <u>4の幹部職員の欄は、施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載すること。</u></p>	
<p>添付書類</p> <p>(1) <u>届出の日（以下「届出日」という。）における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</u></p> <p>(2) <u>届出日の属する事業年度の前3事業年度分の事業報告及び決算書類</u></p> <p>(3) <u>届出日における役員等名簿</u></p> <p>(4) <u>鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（令和2年鳥取県条例第7号）第5条及び第6条第3項の要件を満たす旨の誓約書</u></p> <p>(5) <u>条例、定款その他の基本約款</u></p> <p>(6) <u>平面図（各部屋の形状及び寸法が分かる図面）</u></p> <p>(7) <u>各居室の面積及び使用料（家賃）を示した書類</u></p> <p>(8) <u>登記簿謄本、借地契約書及び建物賃貸借契約書等（土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類）</u></p> <p>(9) <u>施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の経歴申告書</u></p> <p>(10) <u>入居者に対する処遇の詳細を示した書類</u></p> <p>(11) <u>運営規程</u></p> <p>(12) <u>金銭管理規程（金銭管理を実施する場合に限る。）</u></p> <p>(13) <u>事業開始の日（次号において「事業開始日」という。）における居室利用及びサービス利用に係る契約書及び重要事項説明書</u></p> <p>(14) <u>事業開始日における金銭管理に係る契約書（金銭管理を実施する場合に限る。）</u></p> <p>(15) <u>サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造並びに入居者に対する処遇の詳細を示した書類（サテライト型住居を設置する場合に限る。）</u></p> <p>(16) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p>	
<p>第6号様式 略</p>	<p>第5号様式 略</p>
<p>第7号様式 略</p>	<p>第6号様式 略</p>
<p>第8号様式 略</p>	<p>第7号様式 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第19号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>令和2年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	
風しん抗体価検査	平成26年4月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	平成26年4月1日から <u>令和2年3月31日</u> までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第20号**

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 条例本則の表備考4に規定する知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p><u>(1) 知事が指定する診療科(次号において「特定診療科」という。)</u>の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師(条例本則の表医師養成確保奨学金の項に規定する常勤医師をいう。以下同じ。)として従事した期間(その期間が3年を超えるときは、3年)</p> <p><u>(2) 特定診療科以外の診療科において、知事が指定する専門医資格を有する者(厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた者をいう。以下同じ。)</u>となるために必要な業務又は当該専門医資格を有する者としての業務に従事した場合 <u>これらの業務に常勤医師として従事した期間(その期間が3年を超えるときは、3年)</u></p> <p><u>(3) 前2号に規定する業務以外の業務に従事した場合</u> 当該業務に常勤医師として従事した期間(その期間が1年を超えるときは、1年。ただし、知事が特に認める場合は、3年を上限として知事が認める期間)</p> <p>3・4 略</p>	<p>(返還の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 条例本則の表備考4に規定する知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間については、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>ア 知事が指定する診療科の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師(条例本則の表医師養成確保奨学金の項に規定する常勤医師をいう。以下同じ。)として従事した期間(その期間が3年を超えるときは、3年)</p> <p>イ 知事が指定する診療科以外の業務に従事した場合 当該業務に常勤医師として従事した期間(その期間が1年を超えるときは、1年。ただし、知事が特に認める場合は、3年を上限として知事が認める期間)</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第21号**

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定による施設入所措置等に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この規則において「扶養義務者」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、被措置者等と生計を同じくするものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被措置者等が満20歳以上の場合 当該被措置者等の配偶者及び子のうち<u>基準年度</u>に課された<u>市町村民税</u>の額が最も多いもの</p> <p>5 この規則において「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる日（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施にあつては、当該助産の実施が開始される日とする。以下この項において同じ。）が属する年度（施設入所措置等が行われる日が4月から6月までの間の場合にあつては、その日が属する年度の前年度）をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項及び母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第21条の4第1項</u>の規定による施設入所措置等に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この規則において「扶養義務者」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、被措置者等と生計を同じくするものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被措置者等が満20歳以上の場合 当該被措置者等の配偶者及び子のうち<u>基準年</u>に課された<u>所得税</u>の額が最も多いもの</p> <p>5 この規則において「<u>基準年</u>」とは、施設入所措置等が行われる日（次条第1項の表第2号に掲げる助産の実施にあつては、<u>当該助産の実施が開始される日とする。以下この項において同じ。</u>）が属する年の前年（施設入所措置等が行われる日が1月から6月までの間の場合にあつては、その日が属する年の前々年）をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる日が属する年度（施設入所措置等が行われる日が4月から6月までの間の場合にあつては、その日が属する年度の前年度）をいう。</p> <p>6 この規則において「<u>所得税額</u>」とは、被措置者等又は扶養義務者の所得について、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第</u></p>

- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

(措置費等の徴収)

第3条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

略		
4 児童福祉法第27条第1項第3号の措置（障害児入所施設への入所に限り、国の設置する障害児入所施設への入所を除く。）又は同条第2項の措置	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設及び児童心理治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所さ

6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用して算出される所得税の額（所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。）をいう。

- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略

(措置費等の徴収)

第3条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

略		
4 児童福祉法第27条第1項第3号の措置（障害児入所施設への入所に限り、国の設置する障害児入所施設への入所を除く。）又は同条第2項の措置	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は扶養義務者（そのいずれかが保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第5の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設及び児童心理治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所さ

せて行うものに係る同項の規定の適用については、同号第3欄中「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(15)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額）」とする。

3 略

(市町村民税額等の申告)

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年度の分の市町村民税の額等を市町村民税額等申告書（様式第1号）により知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

2 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われなときは、市町村民税額等申告書の内容について必要な調査を行うものとする。

別表第1（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合		2,200円
2 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がない場合（1に該当する場合を除く。）		4,500円
3 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額	(1) 当該市町村民税の所得割額の合算額が3,000円以下のとき。	5,800円
	(2) 当該市町村	6,900円

せて行うものに係る同項の規定の適用については、同号第3欄中「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額）」とする。

3 略

(所得税額等の申告)

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年度の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等を所得税額等申告書（様式第1号）により知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

2 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われなときは、所得税額等申告書の内容について必要な調査を行うものとする。

別表第1（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の所得税額がない場合	(1) その全員が基準年度の分の市町村民税を納付することを要しないとき	2,200円
	(2) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき（(1)の場合を除く。）	4,500円
	(3) そのいずれかの者に基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	5,800円
2 被措置者等	(1) 当該所得税	6,900円

がある場合	民税の所得割額の合算額が3,001円以上5,800円以下のとき。		及び扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	額の合算額が2,400円以下のとき	
	(3) 当該市町村民税の所得割額の合算額が5,801円以上8,700円以下のとき。	7,600円		(2) 当該所得税額の合算額が2,401円以上4,800円以下のとき	7,600円
	(4) 当該市町村民税の所得割額の合算額が8,701円以上13,000円以下のとき。	8,500円		(3) 当該所得税額の合算額が4,801円以上8,400円以下のとき	8,500円
	(5) 当該市町村民税の所得割額の合算額が13,001円以上17,400円以下のとき。	9,400円		(4) 当該所得税額の合算額が8,401円以上12,000円以下のとき	9,400円
	(6) 当該市町村民税の所得割額の合算額が17,401円以上22,400円以下のとき。	11,000円		(5) 当該所得税額の合算額が12,001円以上16,200円以下のとき	11,000円
	(7) 当該市町村民税の所得割額の合算額が22,401円以上28,200円以下のとき。	12,500円		(6) 当該所得税額の合算額が16,201円以上21,000円以下のとき	12,500円
	(8) 当該市町村民税の所得割額の合算額が28,201円以上58,400円以下のとき。	16,200円		(7) 当該所得税額の合算額が21,001円以上46,200円以下のとき	16,200円
	(9) 当該市町村民税の所得割額の合算額が58,401円以上	18,700円		(8) 当該所得税額の合算額が46,201円以上60,000円以下の	18,700円

	75,000円以下の とき。		とき		
(10)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 75,001円以上 96,600円以下の とき。	23,100円	(9)	当該所得税 額の合算額が 60,001円以上 78,000円以下の とき	23,100円
(11)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 96,601円以上 121,800円以下の とき。	27,500円	(10)	当該所得税 額の合算額が 78,001円以上 100,500円以下の とき	27,500円
(12)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 121,801円以上 175,500円以下の とき。	35,700円	(11)	当該所得税 額の合算額が 100,501円以上 190,000円以下の とき	35,700円
(13)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 175,501円以上 221,100円以下の とき。	44,000円	(12)	当該所得税 額の合算額が 190,001円以上 299,500円以下の とき	44,000円
(14)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 221,101円以上 380,800円以下の とき。	52,300円	(13)	当該所得税 額の合算額が 299,501円以上 831,900円以下の とき	52,300円
(15)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 380,801円以上 549,000円以下の とき。	80,700円	(14)	当該所得税 額の合算額が 831,901円以上 1,467,000円以下 のとき	80,700円
(16)	当該市町村 民税の所得割額 の合算額が 549,001円以上 579,000円以下の とき。	85,000円	(15)	当該所得税 額の合算額が 1,467,001円以上 1,632,000円以下 のとき	85,000円
(17)	当該市町村	102,900円	(16)	当該所得税	102,900円

	民税の所得割額の合算額が579,001円以上700,900円以下のとき。	
(18) 当該市町村	122,500円	民税の所得割額の合算額が700,901円以上849,000円以下のとき。
(19) 当該市町村	143,800円	民税の所得割額の合算額が849,001円以上1,041,000円以下のとき。
(20) 当該市町村	県支弁月額	民税の所得割額の合算額が1,041,001円以上のとき。

備考

- 略
- 施設入所措置等が1月未満の被措置者等については、3の項(20)を除き、日割りをもって計算する。

別表第2（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合		社会保険においてその被措置者等の出産に関して支給される給付金の額（以下「出産給付金額」という。）の10分の2に相当する額に2,200円を加えた額
2 被措置者等及び扶養義務		出産給付金額の10分

		額の合算額が1,632,001円以上2,302,900円以下のとき
(17) 当該所得税	122,500円	額の合算額が2,302,901円以上3,117,000円以下のとき
(18) 当該所得税	143,800円	額の合算額が3,117,001円以上4,173,000円以下のとき
(19) 当該所得税	県支弁月額	額の合算額が4,173,001円以上のとき

備考

- 略
- 施設入所措置等が1月未満の被措置者等については、2の項(19)を除き、日割りをもって計算する。

別表第2（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	(1) その全員が基準年度の分の市町村民税を納付することを要しないとき	社会保険においてその被措置者等の出産に関して支給される給付金の額（以下「出産給付金額」という。）の10分の2に相当する額に2,200円を加えた額
	(2) そのいずれかが基準年度の	出産給付金額の10分

者の全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がない場合（1に該当する場合を除く。）		の3に相当する額に4,500円を加えた額		分の市町村民税を納付することを要し、かつ、その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	の3に相当する額に4,500円を加えた額
				(3) そのいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	出産給付金額の10分の3に相当する額に6,600円を加えた額
3 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額がある場合	(1) 当該市町村民税の所得割額の合算額が9,000円以下のとき。	出産給付金額の10分の5に相当する額に6,600円を加えた額	2 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年度の分の所得税額がある場合		出産給付金額の10分の5に相当する額に9,000円を加えた額
	(2) 当該市町村民税の所得割額の合算額が9,001円以上19,000円以下のとき。	出産給付金額の10分の5に相当する額に9,000円を加えた額			

別表第3（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合		2,200円
2 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がない場合（1に該当する場合を除く。）		4,500円
3 被措置者等又は扶養義務	(1) 当該市町村民税の所得割	6,600円

別表第3（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合		2,200円
2 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がない場合	(1) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき	4,500円
	(2) そのいずれかに基準年度の	6,600円



者のいずれかに基準年度の分の市町村民税の所得割額がある場合	額の合算額が9,000円以下のとき。			分の市町村民税の所得割額があるとき		
	(2) 当該市町村民税の所得割額の合算額が9,001円以上27,000円以下のとき。	9,000円	3	被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	(1) 当該所得税額の合算額が15,000円以下のとき	9,000円
	(3) 当該市町村民税の所得割額の合算額が27,001円以上57,000円以下のとき。	13,500円			(2) 当該所得税額の合算額が15,001円以上40,000円以下のとき	13,500円
	(4) 当該市町村民税の所得割額の合算額が57,001円以上93,000円以下のとき。	18,700円			(3) 当該所得税額の合算額が40,001円以上70,000円以下のとき	18,700円
	(5) 当該市町村民税の所得割額の合算額が93,001円以上177,300円以下のとき。	29,000円			(4) 当該所得税額の合算額が70,001円以上183,000円以下のとき	29,000円
	(6) 当該市町村民税の所得割額の合算額が177,301円以上258,100円以下のとき。	41,200円			(5) 当該所得税額の合算額が183,001円以上403,000円以下のとき	41,200円
	(7) 当該市町村民税の所得割額の合算額が258,101円以上348,100円以下のとき。	54,200円			(6) 当該所得税額の合算額が403,001円以上703,000円以下のとき	54,200円
	(8) 当該市町村民税の所得割額の合算額が348,101円以上456,100円以下のとき。	68,700円			(7) 当該所得税額の合算額が703,001円以上1,078,000円以下のとき	68,700円

(9) 当該市町村民税の所得割額の合算額が456,101円以上583,200円以下のとき。	85,000円
(10) 当該市町村民税の所得割額の合算額が583,201円以上704,000円以下のとき。	102,900円
(11) 当該市町村民税の所得割額の合算額が704,001円以上852,000円以下のとき。	122,500円
(12) 当該市町村民税の所得割額の合算額が852,001円以上1,044,000円以下のとき。	143,800円
(13) 当該市町村民税の所得割額の合算額が1,044,001円以上1,225,500円以下のとき。	166,600円
(14) 当該市町村民税の所得割額の合算額が1,225,501円以上1,426,500円以下のとき。	191,200円
(15) 当該市町村民税の所得割額の合算額が1,426,501円以上のとき。	県支弁月額

(8) 当該所得税額の合算額が1,078,001円以上1,632,000円以下のとき	85,000円
(9) 当該所得税額の合算額が1,632,001円以上2,303,000円以下のとき	102,900円
(10) 当該所得税額の合算額が2,303,001円以上3,117,000円以下のとき	122,500円
(11) 当該所得税額の合算額が3,117,001円以上4,173,000円以下のとき	143,800円
(12) 当該所得税額の合算額が4,173,001円以上5,334,000円以下のとき	166,600円
(13) 当該所得税額の合算額が5,334,001円以上6,674,000円以下のとき	191,200円
(14) 当該所得税額の合算額が6,674,001円以上のとき	県支弁月額

別表第5 (第3条関係)

1 被措置者等及び扶養義務	(1) その全員が基準年度の分の	2,600円
---------------	------------------	--------

	者の全員に基準年の分の所得額がない場合	市町村民税を納付することを要しないとき	
		(2) その全員に基準年度の分の市町村民税の所得割額がないとき((1)の場合を除く。)	5,400円
		(3) そのいずれかの者に基準年度の分の市町村民税の所得割額があるとき	7,900円
2	被措置者等及び扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得額がある場合	(1) 当該所得額の合算額が15,000円以下のとき	10,800円
		(2) 当該所得額の合算額が15,001円以上40,000円以下のとき	16,200円
		(3) 当該所得額の合算額が40,001円以上70,000円以下のとき	22,400円
		(4) 当該所得額の合算額が70,001円以上183,000円以下のとき	34,800円
		(5) 当該所得額の合算額が183,001円以上403,000円以下のとき	49,400円
		(6) 当該所得額の合算額が403,001円以上703,000円以下のとき	65,000円
		(7) 当該所得額の合算額が	82,400円

703,001円以上 1,078,000円以下 のとき	
(8) 当該所得税 額の合算額が 1,078,001円以上 1,632,000円以下 のとき	102,000円
(9) 当該所得税 額の合算額が 1,632,001円以上 2,303,000円以下 のとき	123,400円
(10) 当該所得税 額の合算額が 2,303,001円以上 3,117,000円以下 のとき	147,000円
(11) 当該所得税 額の合算額が 3,117,001円以上 4,173,000円以下 のとき	172,500円
(12) 当該所得税 額の合算額が 4,173,001円以上 5,334,000円以下 のとき	199,900円
(13) 当該所得税 額の合算額が 5,334,001円以上 6,674,000円以下 のとき	229,400円
(14) 当該所得税 額の合算額が 6,674,001円以上 のとき	県支弁月額

備考

- 1 同一世帯において2人以上の被措置者等が、同時に第3欄の額の適用を受ける場合は、最も多額な被措置者等については当該額とし、それ以外の被措置者等については当該額の10分の1とする。
- 2 施設入所措置等が1月未満の被措置者等については、2の項(14)を除き、日割りをもって計

様式第1号（第4条関係）

（表面）

市町村民税額等申告書

職 氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所  
氏名 ㊞

略

略		
市町村 民税	略	
	減免措置	有（控除額 円）・無

注1～3 略

4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として福祉保健部長及び子育て・人財局長が別に定めるもの（以下「所得等証明書類という。）を添付すること。ただし、地方税関係情報を個人番号を利用して確認できる場合は、市町村民税欄の記載及び所得等証明書類の添付を省略することができる。個人番号を利用して確認することに同意する場合は、裏面の同意欄に、同意する者自ら記入すること。同意する者の数が署名欄より多い場合は欄外に記入して差し支えない。

（裏面）

[地方税関係情報取得に係る同意欄]

下記の者は、鳥取県が児童福祉法第56条第2項に基づく事務手続（同法第50条第5号、第6号、第6号の2、第7号又は第7号の2に係る部分に限る。）を処

算する。

様式第1号（第4条関係）

所得税額等申告書

職 氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所  
氏名 ㊞

略

略		
市町村 民税	略	
	減免措置	有（控除額 円）・無
所得税	税額	有（ 円）・無
	配当控除	有（控除額 円）・無
	外国税額控除	有（控除額 円）・無
	住宅取得控除	有（控除額 円）・無
	電子申告に係る控除	有（控除額 円）・無
	寄付金控除	有（控除額 円）・無

注1～3 略

4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として福祉保健部長及び子育て・人財局長が別に定めるものを添付すること。

理するために限って 年度の地方税関係情報について  
取得することに同意します。

申告者	氏名	
	個人番号	
世帯員	申告者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	
世帯員	申告者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	

注 「世帯員」欄は、被措置者等と同一の世帯に属する者（申告者を除く。）全員の情報を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に要する費用の徴収について適用する。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に施設入所措置等を受けている者の改正後の規則の規定による当該施設入所措置等に要する費用の徴収額が改正前の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定による当該施設入所措置等に要する費用の徴収額を超えることとなる場合における当該施設入所措置等に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第22号**

鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>(1) 個人用</p> <p style="padding-left: 2em;">母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金借用書</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="padding-left: 2em;">年 月 日</p> <p style="padding-left: 4em;">借 主 住所</p> <p style="padding-left: 6em;">氏名 ㊟</p> <p style="padding-left: 4em;">連帯借主 住所</p> <p style="padding-left: 6em;">氏名 ㊟</p> <p>母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金を次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>上記の借入れにつき、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借主と連帯して債務を履行することを約します。</p> <p style="padding-left: 4em;">連帯保証人 住所</p> <p style="padding-left: 6em;">氏名 ㊟</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 事業開始資金又は事業継続資金の貸付に係る連帯保証人を立てる場合にあっては、民法第465条の6第1項の公正証書の正本又は謄本を添付すること。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>(1) 個人用</p> <p style="padding-left: 2em;">母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金借用書</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="padding-left: 2em;">年 月 日</p> <p style="padding-left: 4em;">借 主 住所</p> <p style="padding-left: 6em;">氏名 ㊟</p> <p style="padding-left: 4em;">連帯借主 住所</p> <p style="padding-left: 6em;">氏名 ㊟</p> <p>母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金を次のとおり借用します。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>上記の借入れにつき、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金等貸付規則を承知の上、借主と連帯して債務を履行することを約します。</p> <p style="padding-left: 4em;">連帯保証人 住所</p> <p style="padding-left: 6em;">氏名 ㊟</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。